

令和7年12月5日
農 林 水 産 省

日本の農林水産行政の戦略本部の設置について

1. 趣旨

世界における日本の食のマーケットを創出し、食の分野を我が国の稼ぎの柱とするとともに、農林水産業の生産基盤の維持による食料の安定供給の確保と地域の維持・発展を図ることを目的として、農林水産業と食の分野において、特に攻める分野・守る分野を明確にした上で、その分野ごとに具体的な戦略を策定するため、「日本の農林水産行政の戦略本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 体制

（1）本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 : 鈴木農林水産大臣
本部長代理 : 根本農林水産副大臣
山下農林水産副大臣
広瀬農林水産大臣政務官
山本農林水産大臣政務官
本部長補佐 : 農林水産事務次官
本部員 : 農林水産審議官
官房長
総括審議官
総括審議官（新事業・食品産業）
統計部長
消費・安全局長
輸出・国際局長
農産局長

畜産局長
経営局長
農村振興局長
農林水産技術会議事務局長
林野庁長官
水産庁長官

(2) 本部の庶務は、省内関係課室の協力を得て、大臣官房政策課が処理する。

3. 1 及び 2 に定めるもののほか、ワーキンググループの設置を含む本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。